

新型コロナウイルス感染下における海外のビジネス環境

～Business Environment under COVID-19～

マレーシア

2020/05/01 update

経済状況

Economy
Outlook

新型コロナ感染状況(累計感染者数5,945人、死亡者数100人、4/29時点)

- ASEAN域内では最も早期に感染者数が拡大。それに対応するため2020年3月18日よりロックダウンに入った。
- 政府は、感染拡大が二段階目に突入したとしロックダウンの措置を同4月28日まで延長。

マレーシア経済は2020年はマイナス成長に転じ、原油価格下落と合わせ世界恐慌以来の危機に。

- マレーシア中央銀行(BNM)によると2020年のマレーシア経済成長率はマイナス2～プラス0.5%に下落すると予想されている。これは、原油価格の下落に加えて、COVID-19のパンデミックの二つが主要因となっている。
- 入国制限及びロックダウンに伴い、ホテル、航空会社、旅行代理店をはじめ、観光客向けの小売など観光産業が深刻な影響を受けている。

Movement Control Order (MCO)

- 政府は、感染症管理防止法(the Control and Prevention of Infectious Diseases Act 1988 and the Police Act 1967)に基づき、国内全域での移動制限を命じた。3月18日から4月14日までの措置であったが、4月28日までその後延長されている。
- この移動制限は具体的に下記行動を禁止している。
 - ・ 集会や集団行動の禁止
 - ・ 礼拝所閉鎖及びムスリムの金曜の礼拝活動の禁止
 - ・ 海外渡航、海外からの渡航者の入国の禁止
 - ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの必要な事業を除くすべての事業所の閉鎖
 - ・ 電気・水道等の不可欠なものを除く行政サービスの閉鎖
 - ・ 私立、公立を問わず学校の閉鎖
- 海外からの帰国者は、必ず検査を受けることが義務付けられ、2週間の隔離が必要。
- 他の周辺国に先駆けて、厳格な移動制限措置を導入した。
- 4月10日以降、特定事業者(輸出向け自動車製造・販売・整備業者、機械製造業者、航空関連事業者、建設関連事業者)のみMITIの許可のもと事業再開可能

移動制限措置(MCO)の実行を管理する軍部、警察、税関、消防士や民間保障会社に対して特別手当を支給

- 17万人を超える対象者が、移動制限措置の監視に従事。

移動制限

※1リンギット=24.7円(2020年4月30日)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

政府の対応

経済対応策

第一弾

2020年2月27日

最初の経済対策「Prihatin Rakyat Economic Stimulus Package」を発表。
総額200億リンギットに上る内容で、主にCOVID-19及び移動制限措置によって影響を受ける社会的弱者や一般家庭を対象とした。

第二弾

2020年3月27日

二回目の経済対策案を発表。
2,500億リンギットに規模を拡大し、中小企業を始めとした事業者を保護し経済を維持することを主眼に置いた施策が盛り込まれた。

医療機関
の保護

保健省へ総額15億リンギットの財源を割当て

- 医療用換気装置やICU用設備、医療従事者の保護服を購入し、公立病院へ支給した。また、医療研究機関にCOVID-19検査用の物資を供給。
- 専門の民間病院に対しても協力を求め、財源を割り当てている。
- また、対応に当たる医療従事者に対する手当を支給。

※1リンギット＝24.7円（2020年4月30日）

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

財政支援策(1 of 4)

COVID-19対策実施に対応するすべての中小企業に向けて、中央銀行が中心となり各種資金繰り支援施策を提供。

法人

中小企業
向け

マレーシア中央銀行は中小企業支援のための財源を総額130億リングgitまで引上げ

- 中央銀行の発表によると、中小企業が緊急融資を受けられるよう特別救済保証(SRF)ファンドを30億リングgit増額し、50億リングgitまで引き上げた。
また、全業種向け(AES)保証ファンドを68億リングgitに設定し、10億リングgitの増額となった。これらの財源は、農業事業者保証(AF)、零細企業保証(MEF)等の枠組みでも活用可能であるとしている。
2020年3月6日に施行されたこの融資保証制度は、最初の3週間で196社の中小企業が活用するに至った。申請数に対して84%の割合で承認されている状況にある。
- マイクロクレジットスキームの財源を5億リングgit増額し、7億リングgitとした。これは、2%の低金利・無担保のソフトローンの供給に備えるものであり、一社への融資極度額も5万リングgitから7万5千リングgitへ引き上げられ、融資条件の緩和も行われている。政府系銀行であるBank Simpanan Nasional (BSN) 及びブミプトラ向け保証機関TEKUN Nasionalは、保育・交通機関・オンラインビジネスをはじめとした全ての産業に属する零細企業に向けて支援窓口が開かれている、とした。
- マレーシア信用保証機構(CGC)の保証の元、創業4年以内の中小企業はBizMula-iやBizWanita-iと呼ばれる融資スキームにより 30万リングgitまで調達が可能。
- 財務省傘下の保証機構Syarikat Jaminan Pembiayaan Perniagaan (SJPP)も融資を受けるのが困難な中小企業に対する保証枠財源を500万リングgitに拡張し、融資額の80%まで保証することを決定。

資金繰り
支援

資金繰り支援のため、法人税、社会保険料などの支払期限を延長

- 雇用準備基金(EPF)は、雇用者負担保険料の支払い繰延べやリスクジュールなどの選択肢を提供する雇用者支援サービスプログラムを4月15日より開始。これは企業の資金繰り支援施策の一環であり、総額100億リングgit・48万社超の中小企業への効果が期待されており、800万人の雇用維持に繋がると見込みであると公表している。
- また、人材開発基金(HRDF)への支払いも4月以降6ヶ月間、全業種において免除される。4.4億リングgitの効果が見込まれる。
- 政府は、中小企業の法人税の納税を4月から3ヶ月間延期・分納を認めることを発表。影響度合いの大きい観光業界においては6ヶ月の延期まで認めるとした。
- 加えて、ホテル、旅行会社、航空会社、ショッピングモール、会議場に対しては、電気代15%の割引を適用される。

※1リングgit＝24.7円(2020年4月30日)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外での利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

財政支援策(2 of 4)

法人

借入

短期的なモラトリアム法案の発令

- 政府は、金融機関に対して企業に6ヶ月の返済猶予を与えることを奨励。これは雇用を維持し、ロックダウン解除後に速やかに事業が再開されることを目的としており1,000億リングットの経済効果を見込んでいる。
- 返済猶予期間は4月から開始されており、TEKUN NasionalやMajlis Amanah Rakyat (MARA) を始めとした政府系保証機関の保証付融資も対象となっている。
- 加えて、返済猶予期間中の金融機関に対して、猶予の対象となった貸付金の利息や評価益に対する課税について回収実現まで猶予するとした。

賃料

- 政府所有不動産に入居する食堂や、幼稚園、カフェテリア、コンビニエンスストア等に対して、6ヶ月間の家賃免除を発表。

その他

Social Financeプログラム(iTEKAD)

- 中央銀行は、所得の低い起業家(B40:下位40%の所得層)及び失業者に対して、social finance programmeを提供することを発表した。これは、イスラム銀行と国家イスラム宗教評議会のコラボレーションにより導入されるもので、寄付金などのファンドを財源に低利でのマイクロファイナンスを実現するものである。
- 2020年5月に開始される見込みであり、対象となる起業家はアントレプレナーシップや財務管理などのトレーニングとともに、創業の支援を受けることが可能。

Guarantee Facilityスキーム

- 政府は、Danajamin(社債保証機構)による運転資金対応のため500億リングットの保証枠を設けることを発表した。事業力のある企業を対象に一社当たり、2億リングット以上の借入調達に対して80%の保証を行う。
2020年5月から同12月までの期間における調達に対応する。500億リングットの上限に達した時点で終了する見込み。

※1リングット=24.7円(2020年4月30日)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外での利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

財政支援策(3 of 4)

企業支援のみならず、COVID-19により影響を受ける一般世帯及び労働者への資金的支援を実施。

個人

Bantuan
Prihatin
Nasional
(経済支援
パッケージの
名称)

世帯所得に応じた現金給付を実施

- 政府は、総額100億リンギットの予算を確保し、一時金の現金給付による支援実施を発表した。
- 各世帯の所得額に応じて下記表に基づき、4月及び5月の2ヶ月に渡って支給される。

No.	Beneficiaries	April 2020	May 2020	Total
1	Households earning ≤RM4,000 per month (4 million households)	RM1,000	RM600	RM1,600
2	Households earning RM4,001 – RM8,000 per month (1.1 million households)	RM500	RM500	RM1,000
3	Single individuals earning ≤RM2,000 per month (3 million individuals ≥21 years old)	RM500	RM300	RM800
4	Single individuals earning RM2,001 – RM4,000 per month (400,000 individuals ≥21 years old)	RM250	RM250	RM500

学生

- 総額2.7億リンギットに上る予算が大学・短期大学・専門学校等の高等教育を受ける学生支援のために割り当てられる。
- 学生一人当たり200リンギットの一時的支給を5月に実施予定。

社会的
要支援者

- 高齢者や乳児、障害者、ホームレス、原住民を要支援者として以下の支援実施を発表した。
- 政府はNGO団体や社会起業家と協力して、食料調達支援、医療や避難所の提供を行うとし、そのための予算として2,500万リンギットを割り当てた。

※1リンギット=24.7円(2020年4月30日)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

財政支援策(4 of 4)

個人

借入

法人向けと同様、個人にも短期的なモラトリアム期間を設定

- 政府は国立奨学金財団 (PTPTN)への学生ローン返済について、すべての債務者に対して6ヶ月間の返済猶予を認めることを発表した。
- 同様に技能開発財団 (PTPK)へのローン返済について2020年4月から9月までの期間、返済猶予が認められる。猶予される支払い総額は1.5億リンギットに上ると試算されており、17万人超が対象となる。
- マレーシア中央銀行は、すべての銀行に対して無条件で6ヶ月間のローン返済猶予を適用することを命じた。対象となるローンには自動車ローンやハイヤーパーチェス契約も含められるが、クレジットカードの与信残高は含まれない。

家賃

- Projek Perumahan Rakyat (PPR)を始めとした公営住宅の家賃について、1ヶ月の支払い免除を決定。その後、免除措置は6ヶ月まで延長された。約3億リンギットの予算が割り当てられる。
- Rent-to-own (RTO)型の住宅家賃については、6ヶ月間の支払い猶予期間が認められる。

その他

Job Retention Programme

- 政府は、4,000リンギット未満の労働者で、年始から収入が50%以上下落したすべての労働者に対して、月額600リンギットの給付を3ヶ月間行う。
- 雇用主は、本プログラムの活用後3ヶ月間は、整理解雇や給与カットを行ってはならない。330万人の労働者が適用を受け、総額は59億リンギットに達する見込みである。

Cash Assistance for E-Hailing Drivers/ Taxi drivers

- タクシー及びGrabドライバーに対する一時金の現金給付に6,000万リンギットの予算割り当て。

※1リンギット=24.7円(2020年4月30日)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

ご留意事項

- 本資料は、当社内においてサービス利用の判断の参考となる情報提供を目的として作成されたものであり、取引又はコンサルティングサービスの契約・申し込みを行うものではありません。
- 弊社を含むいかなる者も、本資料に含まれる情報の正確性、完全性、妥当性を保証するものではなく、また本資料に含まれる情報をもたらす一切の影響について責任を負うものではありません。
- 本資料に含まれる情報の一切の権利は弊社に帰属するものであり、弊社の承諾なしに無断での複製、当社外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

お問い合わせ先



山田コンサルティンググループ株式会社

海外事業本部